

暴風警報の発表に伴う授業・試験の取り扱いについて、下記の通りご連絡いたします。(学生手帳より抜粋)

1. 警報解除時刻と授業開始講時

発令状況	授業（試験）の取扱い
7時までに暴風警報が解除された場合	平常どおり授業開始 (定期試験の場合、予定どおり実施)
10時までに暴風警報が解除された場合	3講時より授業開始 (定期試験の場合、4講時より実施)
13時までに暴風警報が解除された場合	5講時より授業開始 (定期試験の場合、6講時より実施)
13時までに暴風警報が解除されない場合	終日休講

2. 警報発表対象区域

下記表のいずれかの区域において暴風警報が発令された場合は、休講となります。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
	京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
	山城中部	宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町
	山城南部	木津川市、和東町、精華町、笠置町、南山城村

※注意事項

- ①解除時刻の確認は京都府地方気象台の発表によります。
- ②定期試験についてもこれを準用します。また、定期試験時に上記警報が発令され、休講措置が取られた場合は、改めて日時・方法等を定めます。
- ③授業中等に上記警報が発令された場合の休講は、教務課から別途指示します。
- ④課外活動を含め上記警報が発令され、休講措置が取られた場合は、本学のすべての施設利用を中止します。
- ⑤上記は大学周辺地域についての警報に関する措置であるため、各自の居住地域・利用交通機関の情勢を判断して適宜行動して下さい。